

(HP公開用資料)

令和3年度第4回福島地方最低賃金審議会

令和3年8月5日(木)
午後1時30分～
福島合同庁舎3階共用会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 福島県最低賃金について

- ア 福島県最低賃金専門部会の審議結果報告
- イ 福島県最低賃金の改正に係る金額審議
- ウ 福島県最低賃金改正に関する答申

(2) 特定最低賃金改正について

- ア 必要性の有無の審議及び答申
 - 必要性有りの答申がなされた場合
 - ①金額改正決定の諮問
 - ②特定最低賃金専門部会の設置・運営
 - ③審議会令第6条5項の適用

3 その 他

4 閉 会

令和3年度 第4回福島地方最低賃金審議会 会議資料目次

(資料No.)	(頁)
1 福島県最低賃金の改正決定に関する報告書	1
2 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業の 周知について（協力依頼）	4



令和3年8月3日

福島地方最低賃金審議会
会長 鈴木和郎 殿

福島地方最低賃金審議会
福島県最低賃金専門部会
部会長 鈴木和郎

福島県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年6月24日、福島地方最低賃金審議会において付託された福島県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、福島県最低賃金と生活保護の比較については、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和元年10月1日発効の福島県最低賃金（時間額798円）は令和元年度の福島県の生活保護水準を下回っていませんでしたことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長

鈴木和郎

部会長代理

熊沢透

森谷吉博

労働者代表委員

塩澤基

谷川嘉成

深谷浩明

使用者代表委員

石井浩

石本健

佐藤卓也

福島県最低賃金

- 1 適用する地域
福島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 828円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

福島県最低賃金と生活保護との比較

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 福島県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 798円
- (3) 発 効 日 令和元年10月1日

2 生活保護費

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和元年度
- (3) 生活保護費（令和元年度）
92,311円
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の福島県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（注）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると福島県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1箇月換算額

$$798 \text{円 (福島県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.817 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 113,312 \text{円}$$

写

福島労発雇均0805第1号
令和3年8月5日

労使関係団体の長 殿

福島労働局長

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業
の周知について（協力依頼）

労働行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業場を支援する『業務改善助成金』につきましては、交付要綱の一部が改正され、8月1日から、①対象人数の拡大及び助成上限額の引上げ、②助成対象となる設備投資の拡大、③45円コースの新設、④同一年度内に2回目の申請が可能、と適用される内容が大幅に拡充されました。

また、「雇用調整助成金」の業況特例等の対象となる中小企業が、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、本年10月から12月までの3ヶ月間について、休業規模要件を問わず、『緊急雇用安定助成金』として支給する予定となっております。

つきましては、別添リーフレット等を参考に、傘下団体・企業（連合は「構成組織」）への周知、広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知に御配慮をいただければ幸いに存じます。御多用のところ恐縮ではございますが、各種助成金の周知について格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回お送りする資料は、QRコードからもご確認いただけますので、周知に当たってご活用くださいますようお願い申し上げます。



業務改善助成金



雇用調整助成金

（担当（業務改善助成金）：雇用環境・均等室 宍戸 TEL024-536-4609）

（担当（雇用調整助成金）：職業対策課 安達 TEL024-529-5409）